

農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について

第1 趣旨

本通知は、事業実施主体が行う農山漁村振興交付金のうち別表1に掲げる事業について、当該事業の実施に当たりよるべき実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて事業承認者が行う当該事業の評価（以下「事業評価」という。）の実施方法等について定めたものである。事業評価の実施に当たっては、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び実施要領によるほか、本通知によるものとする。

第2 評価委員会の位置づけ

1 評価委員会の設置

事業承認者は、事業評価に当たって、実施要領に基づき有識者で構成する第三者機関として評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

また、評価委員会を構成する有識者については、評価委員会開催の前年度末までに選定するよう努める。

2 事業承認者による事業評価案の作成と評価委員会への提示

事業承認者は、評価委員会による評価及び検証に供するため、事業実施主体ごとに、評価資料の案（別紙様式第2号）、必要に応じて重点指導通知（別紙様式第3号）及び重点指導結果（別紙様式第4号）の案を作成し、その他の事業実施主体が作成する資料等と併せて評価委員会に提示する。提示資料の一覧を別表2に示す。

3 評価委員会による評価及び検証

評価委員会は、事業承認者による事業評価がより適切なものとなるよう、事業評価の案に基づき、事業の評価及び検証を行う。

このとき、事業承認者は、目標の達成状況が低調である等の事業実施主体に対して重点的な指導その他具体的な助言が得られるよう、評価委員会からの意見の聴取に努める。

なお、評価委員会の開催に当たっては、必要に応じて現地調査を実施するなど評価委員会が実情を踏まえた評価及び検証が可能となるよう努める。また、評価委員会の機動的かつ円滑な開催を図る観点から、テレビ会議システム等の活用を積極的に検討する。

4 事業承認者による指導・助言

事業承認者は、3で聴取した評価委員会の意見を踏まえ、事業実施主体に対して指導・助言を行う。

第3 事業評価の実施方法

事業承認者は、事業実施主体から提出された「農山漁村振興推進計画及び事業実施計画」（以下「計画」という。）及び「事業実施評価書」に基づき、以下の1から3までにより取組の実施状況、事業実績及び事業実施体制について、以下の4により総合的評価を行うものとする。

1 取組の実施状況の評価

（1）各取組の実施状況の判定

計画に位置付けられた各取組について、実施予定数に対する事業実施評価書に記載さ

れた当該取組の実績（実施数）の割合を実施率として算出し、次の基準により判定する。
（判定基準）

a：実施率 90%以上

b：実施率 50%以上 90%未満

c：実施率 50%未満

なお、以下①又は②に該当する取組の実施状況は、「－」と判定する。

① 自然災害等やむを得ない理由により、当該年度中に全く実施できず、実施要領に基づき計画の変更を行って、次年度以降の行うものとした取組

② 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 4（以下「農泊実施要領」という。）の別表 1 の事項 5 及び 6 の事業において、計画に位置付けられた整備内容が目標年度の前年度までに完了している取組

また、事業実施主体の判断で計画に位置付けられていない取組が行われている場合、評価委員会の意見を聴取し、当該取組が計画に位置付けられた目標の達成に資するものであり、その妥当性が認められたものについては、当該取組を計画に位置付けられたものとみなし、その実施率を上記の基準により判定することとする。

（2）取組の実施状況の評価

（1）の判定結果を基に、次の基準により評価する。

（評価基準）

A：a 判定の取組が半数以上を占め、かつ、c 判定又は「－」判定の取組がない場合

B：A 評価、C 評価又は評価対象外のいずれにも該当しない場合

C：計画に「主要な取組」として位置づけられた取組に c 判定がある場合

評価対象外：「－」判定の取組のみである場合

2 事業実績の評価

（1）各目標の達成状況の判定

計画に位置付けられた各目標について、目標値に対する事業実施評価書に記載された当該目標の実績値の割合を達成率として算出し、次の基準により判定する。

（判定基準）

a：達成率 90%以上

b：達成率 50%以上 90%未満

c：達成率 50%未満

なお、以下の①から③までの目標については「－」と判定する。

① 1 の（1）なお書きに該当する取組に係る目標

② 施設整備の設計段階など数値目標が設定されていない場合

③ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 1（以下「地域活性化実施要領」という。）の第 1 の 1 の（2）の①の事業であって、交付金を交付する期間を 2 年間とした場合の 1 年目など数値目標が設定されていない場合

ただし、上記基準にかかわらず、以下①から③までのいずれかに該当する場合には、それぞれの目標について c 判定とする。

① 農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）又は都市農業共生推進等地域支援事業の各目標については、3 年続けて達成率 70%未満となった場合

② 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）の各目標については、2年続けて達成率70%未満となった場合

③ 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）（以下「農福連携型事業」という。）の雇用及び就労の目標については、3年続けて達成率70%未満となった場合

（2）事業実績の評価

（1）の判定結果を基に、次の基準により評価する。

（評価基準）

A：a判定の目標が半数以上を占め、かつ、c判定又は「－」の目標がない場合

B：A評価、C評価又は評価対象外のいずれにも該当しない場合

C：c判定の目標がある場合

評価対象外：「－」判定の目標のみである場合

ただし、以下①から③までに該当する場合には、上記基準によらない。

① 農泊実施要領別表1の事項1、2、5及び6の事業において、農泊実施要領第3の2の（1）のイの（オ）に定められた地域の売上高及び延べ宿泊者数の目標の判定結果がいずれもa判定となった場合はA評価とする。

② 農泊実施要領別表1の事項3の（1）の事業、（2）のア及びイの事業並びに（3）の事業のうち、いずれか1つの事業を実施する場合は、農泊実施要領第3の2の（1）のイの（カ）に事業ごとに定められたインバウンドによる地域の売上高及び延べ宿泊者数等の目標の判定結果がいずれもa判定となった場合に限りA評価とする。

③ 農泊実施要領別表1の事項3の（2）のア及びイの事業並びに（3）の事業のうち複数の事業を実施する場合は、農泊実施要領第3の2の（1）のイの（カ）に事業ごとに定められた新たに開発したメニュー等の売上高及び延べ利用者数等の目標の判定結果がいずれもa判定となった事業が半数以上であり、かつ、c判定又は「－」の目標がない場合に限りA評価とする。

④ 農福連携型事業については、c判定が2つ以上又は雇用及び就労の目標がc判定となった場合はC評価とする。

3 事業実施体制の評価

次の基準により評価する。

（評価基準）

A：明確に役割分担されるなど計画どおりに事業実施体制が整備されている場合

B：事業実施体制がおおむね整備され、事業実施に支障を来していない場合

C：事業実施体制が整備されておらず、事業実施に重大な支障を来している場合

4 総合的评价

1から3までの評価結果を基に、次の基準により評価する。

（評価基準）

A：A評価が半数以上であり、かつ、C評価がない場合

B：A評価、C評価又は評価対象外のいずれにも該当しない場合

C：1又は2がC評価である場合

評価対象外：1又は2が「評価対象外」である場合

ただし、以下①又は②に該当する場合には、上記基準によらない。

① 農泊実施要領第3の2の(1)のイの(イ)又は(ウ)に定められた事項が行われていない場合はC評価とする。

② 農泊実施要領別表1の事項5又は6の事業において、計画に位置付けられた整備内容が目標年度の前年度までに完了している場合は次の基準により行う。

A：2及び3のいずれもA評価である場合

B：A評価及びC評価のいずれにも該当しない場合

C：2がC評価である場合

第4 重点指導

事業承認者は、総合的評価がC評価となった事業実施主体に対して、別紙様式第3号により重点的な指導・助言を行うこととする。

第5 公表

事業承認者は、別紙様式第5号により、評価対象となる事業実施主体の名称、評価結果、評価委員会の意見等を原則として評価を行った年度の8月末までに公表するものとする。

また、第4の重点指導の結果についても別表様式第4号により併せて公表するものとする。

附 則

- 1 この通知は令和5年2月9日から施行する。

附 則

- 1 この通知は令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前に採択された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
ただし、地域活性化対策の農山漁村関わり創出事業のうち農山漁村体験研修の実施並びに情報の発信及び共有の事業実績の評価については、この通知の第3の2の規定及び別紙様式第2号を準用するものとする。